

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	上田市 (20203)
地域名 (地域内農業集落名)	真田地域 (渋沢、大日向、横沢、角間、真田、戸沢、十林寺、石舟、横尾、曲尾、大庭、萩、中組、田中、三島平、鳴尾、穴沢、上横道、中横道、下横道、岡保、入軽井沢、沼入、大畑、番匠、中原、竹室、下塚、赤井、下原、上原、下郷沢、小玉上郷沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲、野菜、果樹(りんご等)を中心に栽培が行われているが、後継者不足、担い手不足の状況となっている。
- ・鳥獣、特にニホンジカによる被害が増えている。
- ・山間の狭小な農地が多く農地の集約ができない地区がある。
- ・灌水施設が老朽化しておりメンテナンスが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・田、果樹畑については栽培形態は転換はせず継続していく。
- ・従来作物にこだわらず、価値の高い作物を栽培し所得の向上を図る。
- ・中山間直接支払事業や多面的機能支払事業を活用し、多様な担い手により農地利用、保全管理を図る。
- ・新規就農者の受入れを促進し、地域で農業者を育てていく。経営の第三者継承も検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	675 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	675 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、農振農用地区域内であっても、現に山林化しているなど継続的に農業上の利用が困難な土地については区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手に集約を進める。その他農業を担う者は可能な限り農地利用を続けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
排水路や農道の整備を検討する。 圃場整備農地も年数が経っているのでメンテナンスを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の受入れを促進し、地域で就農者を育てていく。経営の第三者継承も検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農福連携・アグリサポートを活用し、農業を担う者が耕作しやすい環境づくりに取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①補助事業等を活用し、電気柵や侵入防止柵設置を進めるとともに猟友会等とも連携し、駆除を進める。
- ⑤優良な樹園地を荒廃化させないよう引退意向のある農業者から新規就農者等へ樹園地継承を進める。
- ⑦中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地や農道、水路等の保全・管理を行う。